

会 長	局 長	次 長	係 長	係

合議

平成30年3月26日

奄美市農業委員会

第3回定例総会議事録

署名委員 福島 吉宏

署名委員 前田 孝徳

## 奄美市農業委員会第3回定例総会議事録

1. 招集日時 平成30年3月26日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8		16	平井孝宜

4. 欠席委員 野崎清志、肥後安美委員

5. 議事に参与した者

事務局長 川内進 事務局次長 池秀平

笠利分室長 朝至和

住用分室長 茂木幸生 住用分室主幹 原俊三

6. 報告事項

- ・臨時総会日程について
- ・4月定例総会日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第13号 非農地の認定について

議案第14号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について

議案第15号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について

議案第16号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第17号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第18号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

#### 協議事項

- ・農地転用申請の確認の徹底について

#### (4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は14人であります。総会は成立いたしました。  
これから、平成30年第3回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は野崎 清志委員、肥後 安美委員)

それでは、議事日程に入ります

#### 日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、5番福島 吉宏委員と6番前田 孝徳委員  
のお二人を指名いたします。

#### 日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第10号から議案第18号までの9件  
を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としており  
ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

#### 日程第3

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた  
しますが、本案には茂木分室長に関する案件が含まれておりますので、茂木  
分室長の退席を求めます。

	<p>(茂木分室長退席)</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.5につきましては、売買による所有権移転でございます。3ページにありますように受人はタンカン29.5アールを栽培しており、取得地にもタンカンを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.6につきましては、売買による所有権移転でございます。12ページにありますように受人は野菜、竹22.1アールを栽培しており、取得地には野菜を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.7につきましては、売買による所有権移転でございます。25ページにありますように受人は新規で30ページには営農計画書も添付されており、取得地にはタンカンを植栽する予定で問題はないものと判断いたします。</p> <p>No.8につきましては、売買による所有権移転でございます。38ページにありますように受人はサトウキビ332.9アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上4件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p>
<p>2 番</p>	<p>(西委員)</p> <p>農地法の第3条の規定による許可申請No.5の譲渡人について調査報告をいたします。</p> <p>3月25日午後2時頃譲渡人の自宅にて聞き取り調査を行いました。1週間程携帯とか自宅の方へ行っても中々連絡が取れなくて、昨日やっと連絡が取れたのですが、土地の売買の件で書類を見せると、何か色々ありましてこの土地は一応弁護士に任せているので、今回は取り下げ下さいという事だったので、詳しい内容は個人情報なので一寸聞けませんでしたが、本人は取</p>

り下げて下さいという事でお願ひしますという事です。以上です。

1 2 番

(濱手委員)

農地法の第3条の規定による許可申請No.5の譲受人について調査報告をいたします。

譲受人については、3月20日に私は本人の自宅を訪問しましたがこの話は本人はしておらず、一応津之輝の苗木は100本注文してあるという話しはしておりました。以上です。

議 長

(前山会長)

ただいまの報告では、渡人の調査の方では取り下げて欲しいというがあつたのですが、こちらの方に正式に来ておりませんので、また、受人の報告ではそういうのは聞いていないという事でしたので、事務局の方で申請をした事務所の方へ確認をして取り下げるのであれば取り下げとしたいと思います方がよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

続きまして、No.5からの報告をお願いいたします。

1 4 番

(中村委員)

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請No.6の譲受人について調査報告をいたします。

3月23日(金)午前10時譲受人の職場で聞き取り調査を行いました。申請地は34、5年前に購入され登記されないまま現在に至っておりますが、今回河川改修工事が予定され地域内に入るという事で、未登記のままでは工事が出来ない事から、譲受人は公務員ではありますが今回特例という事で許可を戴いたという事でした。申請書記載内容の地番、面積、対価については相違ない事を確認しました。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

土地について報告いたします。

3月23日(金)午前10時に譲受人と申請地で調査をしました。申請地は西仲間集落を通る国道より農道に入り稲袋橋の傍にあります。土手と畑の間はトタンが廻され杉が植えてありました。境界ははっきりしています。

譲渡人について報告いたします。

3月25日（日）午後5時不在者財産管理人であります司法書士から自宅で調査を行いました。不在者はこの申請地の所有者ではありませんが、この方の戸籍がどこを調べても出て来ないので調査の仕様がなから、裁判所の決定を得て不在者財産管理人の司法書士は申請をされたとの事でした。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

16番

（平井委員）

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請No.7の譲受人について調査報告いたします。

3月23日午後6時30分頃譲受人に直接お会いしてお話を聞く事が出来ました。譲受人と譲渡人は親子関係です。贈与でなく売買で間違いなしとの事でした。譲受人は現在49歳で会社員として勤めており、今後兼業農家として休日に農作業をするとの事でした。園地管理は一人で行い農機具等は所持していませんが、譲渡人である父からお借りするとの事でした。園地の状況も二年生の幼木でまだ収穫が見込めない状況ではありますが、今後果樹部会に加入するかも検討したいとの事でした。営農資金は開発基金からの融資で間違いなしとの事です。その他農作業へ従事する事や耕作地への距離等からしても問題ないと思われま。

次に譲渡人についての調査報告をいたします。

3月20日午後5時30分頃譲渡人に長浜の職場で直接お会いしてお話を聞く事が出来ました。年齢の事もあり管理作業が困難であるため売買する事に決めたとの事です。今回売買するに当たり雑木の整理や排水等の環境整備を実施したとの事です。土地の所在及び権利の設定に係る対価等記載内容に間違いなしとの事でした。

次に土地についての調査報告をいたします。

3月24日午後5時頃現地確認をいたしました。33、34ページをご覧ください。本茶トンネル手前の日の出環境開発から登り始めて5分位の所にある園地であります。現地は二年生のタンカンの幼木が約80本程栽培されており、更地の土地も確認する事が出来ました。雑木を活かした防風帯は良い状況ですが、今後水源がない事が課題となるのではないかとと思われま。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

7 番

(松崎委員)

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について、No.8の調査報告をいたします。

3月21日(火)午前8時30分に現地にて受人親子から聞き取り調査をしました。平成30年2月中旬頃売買の話しが沖縄県在住の地権者である渡人からあり、即日買い取る事で成立しましたとの説明でありました。渡人が土地を手放す理由は、沖縄在住と79歳と高齢のため、また、永年農業から離れ体力的に無理と判断し渡人に売買する事に決めたそうです。

土地について報告いたします。

この土地は平成20年に畑総事業終了後約2年間は作物を作れる状態ではありませんでしたが、受人が地権者から借り受け平成26年頃からサトウキビを植えていましたが、平成28年12月1日から渡人が農地中間管理機構に貸し期間満了が平成30年12月31日ですが、受人への登記が済み次第農地中間管理機構に再貸し出しをするという説明でした。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。以上です。

事務局

(朝笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請No.8の渡人について調査報告をいたします。

3月16日(金)午後1時10分頃譲渡人が沖縄県那覇市在住という事で電話し、許可申請書の住所・氏名の確認及び譲受人の確認並びに譲渡地番、面積、契約内容の確認を行いました。申請内容に間違いがないという事によりよろしくお願いいたしますとの事でした。以上報告を終わります。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

No.5は外しておきます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。



議案第10号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、No.5を除き許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第10号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

茂木分室長の着席を求めます。

(茂木分室長の着席)

#### 日程第4

議案第11号の内法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び農地区分の報告)

No.1につきましては、倉庫・事務所及び駐車場を建設するための申請でございます。

申請地は空港を過ぎてすぐの右手の県道沿いの農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.2につきましては、駐車場及び資材置場を建設するための申請でございます。

申請地の隣の69番は7月の議案で転用申請が出されており許可がなされております。申請地は既に埋立整地されており63ページには始末書も添付されております。笠利町里の集落の中の笠利病院に隣接した場所の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.3につきましては、隣接する住宅への道路として利用するための申請でございます。

申請地は笠利町用安の神の子集落を少し上がった場所の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上3件でございます。

議長

(前山会長)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

9番

(大山委員)

議案第11号農地法第4条の規定による許可申請No.1について調査報告いたします。

3月22日午前9時30分より申請人は仕事の都合で沖永良部出張の為、申請人の奥さんの立会で笠利分室長、肥後委員、私の3名で現地確認をいたしました。申請地は奄美市笠利町大字万屋の3筆で草刈等してあり、隣接地とはフェンスを張るとの事で支障はないものと考えます。53ページをご覧ください。当地は奄美空港に近く駐車場の需要は増加しているものと思われ、許可後は整地し約50台を収容出来る規模の駐車場として利用したいとの事でした。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

10番

(中棚委員)

議案第11号農地法第4条の規定による許可申請について、番号2番の申請人について報告いたします。

3月20日午後2時に申請人と申請地で丸田推進委員と私で書類と土地の確認をしました。申請人は申請書類の地番その他間違いありませんとの事でした。

土地については59ページをご覧ください。

本人の自宅にも近い徳洲会笠利病院の横になります。申請人は運送会社と土建業等経営していて、今は息子に譲っていて自分は会社役員となっているとの事でした。今回申請の場所は前回平成29年7月の定例総会に申請が上がった所有権移転の売買で、車輛・資材置場として許可された横の土地になります。隣接地の69番の土地だけでは手狭な為今回の申請になりましたとの事でした。土地については仕事の合間合間に盛土をした様です。前回7月の申請があった時にも事前着工はしないようにと念を押したのですが、盛土がされていた為始末書を出す羽目になった様です。農地法第4条による許可を得ずした事で申し訳ございませんとの事でした。始末書も添付してありま

すが口頭でも一言注意しておきました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上報告を終わります。

13番

(土浜委員)

農地法第4条の規定による許可申請No.3について調査報告をいたします。

3月22日午後1時20分頃現地で朝室長と一緒に申請人の父から話しを聞く事が出来ました。資料の68、69ページをご覧下さい。申請地は用安の神の子集落の山手の方にあり、周囲は自己所有地で1358番12は家を建てるための許可が下りています。周りに砂利を敷いて私道・通路にしたいとの事でした。1358番12の周りについては将来の事を考えての事だと思ふので、よろしくお願ひしますとの事でした。ご審議の程よろしくお願ひします。以上報告を終わります。

議長

(前山会長)

これから本案対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

推進委員

(白石委員)

No.2は前回の5条も事前着工という事ですか。

10番

(中棚委員)

前は始末書は上がっていません。土地については本人の土地ですので出来ると思ひ込んでの事だと思われまふ。それでも駄目ですよという事で始末書を出す結果になつて、私からも口頭で注意をしたという事です。

15番

(吉委員)

前回した場所は事前着工はしてなくて今回の場所を先にしていました。自分の土地だからという感覚でやったものと思われまふ。

議長

(前山会長)

よろしいですか。本来厳密に言えばその前に農業委員さんから指摘をされていますので本当はやってはいけない事ですよね。始末書では済まない様な問題ではありますが、如何せんでもう仕様もないですね。

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第11号農地法第4条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

(暫時休憩いたします。)

(議事を再開いたします。)

日程第5

議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には会長の調査報告案件が含まれておりますので、議長を会長代理と交代して議事を進めたいと思います。

(議長交代)

議長

(松崎会長代理)

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び農地区分の報告)

No.2につきましては、売買による所有権の移転で、貸別荘及び宿泊施設のための駐車場を建設するための申請でございます。

申請地は笠利町打田原から崎原へ行く登り口の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No. 3につきましては、贈与による所有権の移転で、倉庫、資材置場を建設するための申請でございます。

申請地は笠利町和野の奄美空港手前のガソリンスタンド横の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上2件でございます。

議長

(松崎会長代理)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

1番

(前山委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.2の案件について報告いたします。

受人には3月17日午後1時に電話で約束をいたしまして、ビッグマリンホテルのホールで直接お話しを聞く事が出来ました。78ページの案内図をご覧ください。打田原集会場の下の方に貸別荘と宿泊施設を建てる予定で、その為の駐車場が足りないという事で申請地を購入して駐車場を建設するという事で、そのとおりに間違いありませんという事でした。一寸離れていますがとお聞きしましたら他に近くに良い場所がなくて此所しかなかったの、ないよりはあった方が良くという事で駐車場として購入したという事です。

また、渡人には3月16日午後4時20分頃に伺いましたが、本人とは会えなくて息子さんとお話をしましたら、このとおりに間違いございませんという事で、此所は以前父が購入してあった土地で1筆の土地でしたが、真ん中に公衆用道路が通ってしまって海側に分断され、陸側を今回受人に譲るという事で間違いありませんのでよろしく願いしますという事でした。72ページの資金調達計画の方で整地費の10万円しか入っていませんが、土地代の350万円も含めて自己資金だという事で事務局の方に通帳の写しが提出されており確認をしておりますので報告しておきます。以上です。

6番

(前田委員)

議案第12号農地法第5条の規定による許可申請No.2の土地につきまして調査しましたので報告いたします。

3月19日午前9時50分より現地に出向きました。76ページをご覧ください。申請地は338平方メートルで約102坪の農地で、北側の方は地図の上では一線で境界になっておりますが、両方法面を有する川になっており、川の真ん中に境界を示す杭が打ってありました。双方法面は3.5から

2. 5メートルの幅がありました。この件については申請者も十分理解していると推察されますので理解して貰いたいと思います。申請地の土地については重機で整地されておりました。以上説明いたしました但委員の皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

9 番 (大山委員)

議案第12号農地法第5条の規定による許可申請No.3について調査報告をいたします。

3月23日午前9時30分より譲渡人、譲受人立ち会ひにて申請内容及び現地確認をいたしました。申請地は奄美市笠利町大字和野の1筆で譲渡人と譲受人は叔父と甥の関係による贈与としての所有権移転との事です。事業計画書では受人は和野地区において農業をしており、所有する農機具を保管する倉庫を建てたいとの事でしたが、現地へ行くと倉庫は既に建設の途中で農地法等の説明を行い、兩人とも農地法の骨子を理解しておらずその場で始末書を提出しました。知らなくて建設した行為につき誠に申し訳ございませんとの事でありました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 (松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第12号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

<p>事務局</p>	<p>議案第13号非農地の認定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(川内局長) (議案の朗読及び説明)</p> <p>No.2につきましては、平成10年頃から遊休休耕しており、農地として利用できないための申請でございます。</p> <p>申請地は先程の5条のNo.2の道路を挟んだ海側で、すぐ下は海になっております。</p> <p>以上1件でございます。</p> <p>申請地につきましては、担当調査委員の方から報告があると思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは、本案に対する調査担当委員による調査意見の報告を求めます。</p>
<p>1番</p>	<p>(前山委員)</p> <p>議案第13号非農地の案件につきまして報告いたします。</p> <p>申請人には3月16日先程の5条申請と一緒に聞きまして、申請書にあります様に平成10年頃からもう耕作放棄されており、5条申請でも説明いたしました。96ページの3535番1が5条申請でその道路を挟んで海側に残った所の3535番3が非農地申請が出ている所になります。現在利用出来そうにありませんのでよろしくお願いいたしますという事でした。以上でございます。</p>
<p>6番</p>	<p>(前田委員)</p> <p>議案第13号非農地の認定のNo.2について現地調査をしましたので報告します。</p> <p>3月19日10時10分頃現地を調べました。96ページをご覧ください。申請地は44平方メートルで約13坪、原野化した農地ですが先程の5条申請No.2の海側となります。崎原へ行く市道が新設された関係で切り離された農地で、海岸側に面しており98ページの写真のとおりで、狭いので農作物を作れないのでやむを得ないと思います。委員の皆様のご審議方よろしくお願いいたします。以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>(松崎会長代理)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第13号非農地の認定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第13号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>(議長交代)</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>日程第7</p> <p>議案第14号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたしますが、本案には濱手委員に関する案件が含まれておりますので濱手委員の退席を求めます。</p> <p>(濱手委員退席)</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>



質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第14号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

濱手委員の着席を求めます。

(濱手委員着席)

日程第8

議案第15号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(朝笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第15号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第9

議案第16号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第16号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第10

議案第17号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には茂木分室長に関する案件が含まれておりますので、茂木分室長の退席を求めます。

(茂木分室長退席)

事務局	<p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(原住用分室主幹)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第17号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第17号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>茂木分室長の着席を求めます。</p> <p>(茂木分室長着席)</p>
事務局	<p>日程第11</p> <p>議案第18号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(朝笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>

議 長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第18号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

協議会に移します

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成29年 3月24日

奄美市農業委員会  
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作成者 川内 進

